

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業推進会議設置要綱

（設 置）

第1条 スポーツ科学拠点施設整備運営事業の推進に当たり、関係行政機関等と連携しながら合意形成を図るため、埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 推進会議においては、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 競技力向上施設と体育館の整備に係る基本計画に関すること
- 二 第一号の施設とその他の公園施設とが連携し、相乗効果を生み出すことのできる上尾運動公園の再編整備に関すること
- 三 その他埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業に関すること

（組織）

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 推進会議に議長を置き、県民生活部県民スポーツ文化局長をもって充てる。
- 3 推進会議に副議長を置き、県民生活部スポーツ振興課長をもって充てる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

（運営）

第4条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条の委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 4 委員が推進会議に出席できないときは、委員は代理の者を出席させることができる。
- 5 推進会議は、関係行政機関等との連携に支障が生ずるおそれがある場合は非公開とする。

（事務局）

第5条 推進会議の事務局は、埼玉県県民生活部スポーツ振興課に置く。

- 2 事務局は、議長の命を受けて、推進会議の各種事務を処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月30日から施行する。

この要綱は令和7年8月15日から施行する。

別表（第3条関係）

	県・市	部局等	役 職 名
議長	埼玉県	県民生活部	県民スポーツ文化局長
副議長		県民生活部	スポーツ振興課長
委員		企画財政部	財政課長
		福祉部	ねんりんピック推進課長
		福祉部	障害者福祉推進課長
		保健医療部	健康長寿課長
		産業労働部	観光課長
		都市整備部	公園スタジアム課長
		教育局	保健体育課長
		上尾市	教育委員会
都市整備部	みどり公園課長		
その他	県スポーツ協会	競技スポーツ支援課長	